

# 屋外広告物の許可申請をされるみなさまへ

神戸市 都市局 まち再生推進課

神戸市では、景観法に基づく景観計画において、地域・地区ごとに「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めています。

この制限は、神戸市屋外広告物条例に基づく許可の基準となりますので、どの地域・地区に該当するかをご確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

① 都市景観形成地域\*<sup>1</sup> 又は 沿道景観形成地区  
ですか？

☞ どの地域・地区に該当するかは、3～4ページに掲載している住所一覧を参考のうえ、ホームページ等で区域図をご確認ください。

\*<sup>1</sup> 兵庫運河周辺都市景観形成地域のうち、運河沿いエリア以外（住所一覧で「都7-2」に該当）は除きます。

YES



景観法に基づく手続きが必要です。  
許可申請提出前にまち再生推進課へ  
意匠の事前相談をお願いします。

許可申請の際に、  
「景観計画区域における  
屋外広告物の表示等に関する  
行為の制限チェックリスト\*<sup>2</sup>」  
を添付してください。

\*<sup>2</sup> 様式は、ホームページからダウンロード  
できます。

NO

② 屋外広告物の  
1個あたりの  
表示部分の  
面積が7㎡を  
超えますか？

YES



③ 屋外広告物の  
1敷地あたりの  
表示面積の  
合計が20㎡を  
超えますか？  
又は  
高さが4mを  
超えますか？

YES



NO

NO

景観法に基づく手続きは不要です。

※ 許可の「更新」をされる際は、  
下記のア～ウのいずれかに  
該当する場合のみ添付してください。

ア 許可を受けている内容から変更があるもの（本来は「変更」の手続きが必要なもの）

イ 「岡本駅南都市景観形成地域」内に表示(設置)されているもの  
☞ 住所一覧で「都5」に該当  
（東灘区岡本1丁目、5丁目の一部、本山北町3丁目の一部）

ウ 新たに「税関線・三宮駅前沿道景観形成地区」となった区域内に表示(設置)されているもの  
☞ 住所一覧で「沿1【新】」に該当  
（中央区小野柄通7丁目、雲井通5・6丁目、御幸通7丁目、琴ノ緒町3・4丁目の一部、三宮町1丁目の一部）

- ※ 令和3年12月23日に「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」を改正しました。  
改正後の「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」は、令和4年4月1日に施行します。
- ※ 令和4年4月1日以降に許可がなされるものについては、改正後の規定が適用されます。
- ※ これまでの手続きとは異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 改正についての留意事項等については、2ページをご確認ください。